

平成 25 年（行ウ）第 10 号 損害賠償等請求事件（住民訴訟）外
原 告 河濱盛正 外
被 告 山口県知事

求釈明申立理由補充書

2015（平成 27）年 12 月 25 日

山口地方裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 田 川 章 次

同 訴訟代理人弁護士 内 山 新 吾

同 訴訟代理人弁護士 小 沢 秀 造

同 訴訟代理人弁護士 堀 良 一

同 訴訟代理人弁護士 永 井 光 弘

同 訴訟代理人弁護士 浅 野 正 富

同 訴訟代理人弁護士 嶋 田 久 夫

同 訴訟代理人弁護士 丸 山 明 子

同 訴訟代理人弁護士 仁 比 聰 平

同 訴訟代理人弁護士 石 口 俊 一

同 訴訟代理人弁護士 則 武 透

同 訴訟代理人弁護士 米 倉 大 樹

同 訴訟代理人弁護士 内 山 傑 史

同 訴訟代理人弁護士 平 尾 真 吾

平成27年12月15日付け求釈明申立てにおける求釈明の法的根拠につき、以下のとおり説明を補充する。

本件申立ては、求釈明、釈明処分（地方自治法242条の2第11項、行政事件訴訟法43条・7条、23条の2第1項2号、民事訴訟法149条）に基づくものである。

すなわち、本件の被告は山口県の執行機関としての山口県知事であり、文書送付嘱託の文書の所持者は山口県であるが、甲9の1ないし同6にかかる公文書開示請求に対する一部不開示決定者は山口県知事であり、文書送付嘱託に対する回答者も同知事である（添付書類1、2）。本件申立てにおける各求釈明事項は、被告において回答が可能である。官公署は、原則として文書送付嘱託に応じる公法上の一般義務があること（賀集唱ほか編『基本法コメントタール民事訴訟法2』247頁〔土屋文昭〕（日本評論社、第3版、2007））に照らせば、被告は、釈明に対し、不開示とした理由及びその正当性（根拠）を具体的に説明する義務があるというべきである。

さらに、被告以外の行政庁が保有する資料であっても、裁判所が、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、被告の処分又は裁決の理由を明らかにする資料の全部又は一部の送付を嘱託することができる（行政事件訴訟法23条の2第1項2号）。嘱託対象の各文書は、本件の主たる争点の判断に必要不可欠であるにもかかわらず、山口県から任意の提出は一切期待できない。訴訟関係を明瞭にするという同規定の趣旨に照らせば、本件においても釈明処分が認められるというべきである。

よって、被告に対し、嘱託対象の各文書を不開示とした理由及びその正当性（根拠）を説明する義務に基づき、その釈明を求めるとともに、文書の所持者たる山口県に対しても、改めて同文書の、再度不開示とす

る場合には、その判断基準、考慮要素、根拠規定その他これに類する資料の送付を嘱託する釈明処分を求めるものである。

以 上

添 付 書 類

- 1 文書送付・回答書（平成26年6月27日申立分） 1通
- 2 文書送付・回答書（平成26年8月9日申立分） 1通

平成25年(行ウ)第10号外 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告ら 河渕盛正 外

被 告 山口県知事村岡嗣政

文 書 送 付 ・ 回 答 書(平成26年6月27日申立分)

山口地方裁判所第1部 御中

(担当書記官 児玉朋子)

貴府から、平成27年10月2日付けでありました文書送付嘱託について下記のとおり回答します(ただし、該当箇所に○をしたもの。)。

- Ⓐ 文書全部を送付します。ただし、(1：原本 ○ 2：写し)。

写しを送付する理由

原本は、埋立免許延長申請の審査に必要であるため、写しを送付します。なお、山口県情報公開条例において非開示事項とされている法人等情報や意思形成過程情報を含むため、同条例の判断基準に基づき、該当部分を黒塗りとしています。

なお、上記写しは用済み後

- (1：お返しください。 ○ 2：返還不要です。)

- B. 文書の一部を送付します。ただし、(1：原本 ○ 2：写し)。

送付できない文書とその理由

- C. 全部を送付できません。

送付できない理由

- D. 文書の表示

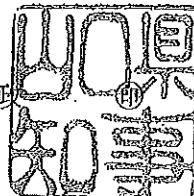
(別紙に品目及び枚数を記載してください。)

平成27年10月22日

提出者

(住所) 山口市滝町1番1号

(氏名) 山口県知事 村岡 嗣政



(別紙)

文 書 の 表 示

平成25年(行ウ)第10号外 損害賠償等請求事件(住民訴訟)

原告ら 河濟盛正 外

被 告 山口県知事村岡嗣政

文 書 送 付 ・ 回 答 書(平成26年8月9日申立分)

山口地方裁判所第1部 御中

(担当書記官 児玉朋子)

貴府から、平成27年10月2日付けでありました文書送付嘱託について下記のとおり回答します(ただし、該当箇所に○をしたもの。)。

- (A) 文書全部を送付します。ただし、(1：原本 ○(2：写し)。

写しを送付する理由

原本は、埋立免許延長申請の審査に必要であるため、写しを送付します。なお、山口県情報公開条例において非開示事項とされている法人等情報や意思形成過程情報を含むため、同条例の判断基準に基づき、該当部分を黒塗りとしています。

なお、上記写しは用済み後

- (1：お返しください。 ○(2：返還不要です。)

- B. 文書の一部を送付します。ただし、(1：原本 ○(2：写し)。

送付できない文書とその理由

- C. 全部を送付できません。

送付できない理由

- (D) 文書の表示

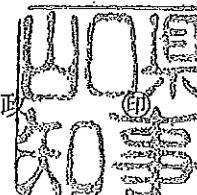
(別紙に品目及び枚数を記載してください。)

平成27年10月22日

提出者

(住所) 山口市滝町1番1号

(氏名) 山口県知事 村岡 嗣政



(別紙)

文 書 の 表 示